（前のページより続き）
○日出島特別保護地区を指定した件（同八三）　一三四
○伊豆沼鳥獣保護区の存続期間の更新をした件（同八四）　一三五
○伊豆沼特別保護地区を指定した件（同八五）　一三五

〔官庁報告〕

官庁事項
都市再生基本方針の一部変更について（内閣府）　一三六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和四年度令和四年八月分）（財務省）　一三八

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係　一四一
裁判所
破産、免責関係　一四五
特殊法人等
国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和三事業年度財務諸表、独立行政法人日本芸術文化振興会令和三事業年度財務諸表、独立行政法人国際観光振興機構令和三事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、中日本高速道路株式会社工事開始、企業年金基金解散、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録関係　一五〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一六九
会社その他
会社決算公告　一七〇
一七二

府　令

○内閣府令第六十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第六項第九号ニ及び第三十四条の十六第四項第二号ニ

二　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十九条の二第一項第二号ニ

三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第九条の二第一項第二号ニ

四　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第九条第一項

五　公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十条第一項

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の十一に次の一号を加える。

三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人

第五十六条第六項第九号ニ及び第二百十条の七第五項第二号ニ中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二に次の一号を加える。

三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条の二に次の一号を加える。

三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の一部改正）

第五条　次に掲げる府令の規定中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

一　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）附則第八条第二号、第二十五条、第二十九条、第三十五条第一項第十二号及び第三十六条第一項第十四号

二　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十一条第七項第一号及び第百四十三条の二第一項第二号

三　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十六条第一項第二号